
第3章

管区域・州議会選挙と地方制度

長田 紀之

はじめに

2008年憲法で定められた現在の国名はミャンマー連邦共和国（Republic of the Union of Myanmar）である。この「連邦」のビルマ語である「ピーダウンズ」は、国の集まりという意味合いで、国家体制の変遷にもかかわらず1948年の独立以来一貫して国名に付されてきた。しかしながら、連邦という語のもつ地方分権的な印象とは裏腹に、その実態は長いあいだ、中央集権的なものであり続けてきたし、現在でも多分にそうである。

たしかに、1960年代から1980年代までのビルマ式社会主義の時代やその後2011年まで続いた軍事政権時代の体制と比べれば、現行の2008年憲法では半世紀ぶりに、選挙で選ばれた議員を含む地方議会の設置が定められ、中央集権の度合いが弱められたといえる。とはいえ、依然として、政策への地域住民の意向の反映や地方政府の裁量という点で大きな制約が残されているのである。

では、その2008年憲法下の地方行政制度とは具体的にはどのようなものであり、どのような可能性と限界を有しているのだろうか。本章では、現行制度の概観のあと、2015年総選挙における地方選挙の結果を分析し、その後の展開についても記述することで、ミャンマーの地方分権化に関する展望を得るための基礎的な情報を提示することとしたい。

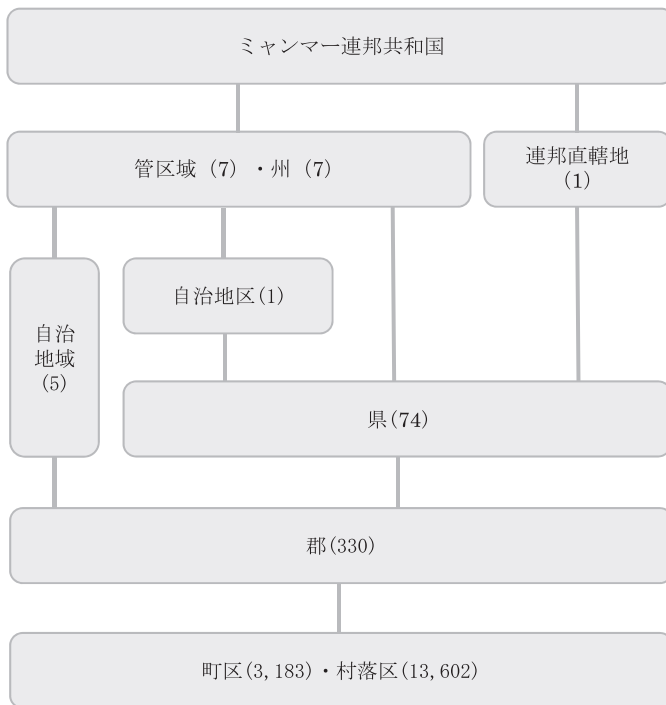
第1節 地方行政制度のなかの管区域と州

1. 地方行政制度の概要

図3-1に示したように、ミャンマーでは地方行政制度として、基本的には管区域・州—県—郡—町区・村落区の4層制がとられている（2008年憲法第51条。以下本章では、ことわりがない場合、カッコ内に示す条項は2008年憲法のもの）。

第1層は、管区域（Region）と州（State）、そして連邦直轄地（Union Territory）である（第49条）。管区域は、一般に多数民族のビルマ民族が多く居住する地方

図3-1 地方行政制度の階層



（出所） 2008年憲法第51条、および Myanmar Information Management Unit ウェブサイト (<http://www.themimu.info/place-codes>) より筆者作成。

（注） カッコ内は各行政区画の数。

に位置し、ザガイン、タニンダーイー、バゴ、マグウェー、マンダレー、ヤンゴン、エーヤーワディーの7つがある。州は、一般に少数民族が多く居住する地方に位置し、カチン、カヤー、カイン、チン、モン、ヤカイン、シャンの7つがある。このように民族分布に基づいて管区域と州が区別されており、また表3-1にあるように人口や面積の規模に大きな格差があるものの、憲法でこれら7つの管区域と7つの州は同格と規定されている（第9条）。後述するように、管区域と州はそれぞれの議会、政府を有しており、一定の自治権が認められている。他方、連邦直轄地は、現在のところ、首都ネーピードー周辺の1カ所のみである。ネーピードー連邦直轄地は、大統領の任命するネーピードー評議会が管轄する（第285条）。

表3-1 連邦直轄地および管区域・州の人口、面積、行政区画

管区域・州	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	県の数	郡の数	郡平均 人口 (人)	郡平均 面積 (km ²)
ネーピードー連邦直轄地	1,160,242	7,057	164	2	8	145,030	882
ザガイン管区域	5,325,347	93,702	57	9	37	143,928	2,532
タニンダーイー管区域	1,408,401	43,345	32	3	10	140,840	4,334
バゴ管区域	4,867,373	39,404	124	4	28	173,835	1,407
マグウェー管区域	3,917,055	44,821	87	5	25	156,682	1,793
マンダレー管区域	6,165,723	30,888	200	7	28	220,204	1,103
ヤンゴン管区域	7,360,703	10,277	716	4	45	163,571	228
エーヤーワディー管区域	6,184,829	35,032	177	6	26	237,878	1,347
カチン州	1,689,441	89,042	19	4	18	93,858	4,947
カヤー州	286,627	11,732	24	2	7	40,947	1,676
カイン州	1,574,079	30,383	52	4	7	224,868	4,340
チン州	478,801	36,019	13	3	9	53,200	4,002
モン州	2,054,393	12,297	167	2	10	205,439	1,230
ヤカイン州	3,188,807	36,778	87	5	17	187,577	2,163
シャン州	5,824,432	155,801	37	14	55	105,899	2,833
全 国	51,486,253	676,577	76	74	330	156,019	2,050

(出所) 2014年センサスより筆者作成。公表済みのセンサスの報告書は国際連合人口基金ウェブサイト (<http://countryoffice.unfpa.org/myanmar/census/>) に掲載されている。

(注) カチン州、カイン州、ヤカイン州の人口は、一部地域での推定値を含む。

管区域，州，連邦直轄地は複数の県（district）から構成され，各県はさらに複数の郡（township）から構成される。全国に330ある郡は，出生登録，土地登記，徴税など多くの業務が行われる基礎的かつ重要な行政レベルであり，それ自体が下院（人民代表院）議員を選出する選挙区にもなっている。1郡当たりの平均人口と平均面積は全国で15万人強，約2000平方キロメートルであるが，かなりの地方差がある。たとえば，郡当たりの平均人口を管区域・州別でみると，エーヤーワディー管区域，カイン州，マンダレー管区域，モン州では20万人以上と大きく，他方でカヤー州とチン州では4万～5万人程度と著しく小さい（表3-1）。県や郡のレベルでは，連邦レベルの省である内務省（Ministry of Home Affairs）の総務局（General Administration Department）から派遣された官吏によって行政が担われており，選挙によって選出された住民の代表組織は存在しない⁽¹⁾。

一般的に郡は，市（town）と村落区（village-tract）からなり，市は複数の町区（ward）に，村落区はいくつかの村（village）に分けられることが多いが，行政単位としては町区と村落区が最小の単位である⁽²⁾。町区や村落区の行政については，2012年の町区・村落区行政法で住民間接選挙によってそれぞれの区長が選出されることとなった⁽³⁾。

以上に加えて，特定の民族にある程度の自治権を認める自治地区（Self-Administered Division）と，自治地域（Self-Administered Zone）の設定が憲法で定められている。両者は同格であり，いずれも郡を基礎単位として構成されるが，前者が複数の郡からなる県の集合体であるのに対して，後者は複数の郡が直接構成するというちがいがあある。現在のところ，前者はワ自治地区ひとつだけであり，後者についてはナガ，ダヌ，バオ，パラウン，コーカンの5つが存在する（第56条）。これらはそれが所在する管区域・州の一部をなすが，既存の6つのうち，ザガイン管区域にあるナガ自治地域を除いて，すべてがシャン州内に位置する。なお，各自治地区・自治地域では委員長（Chairperson）が統括する指導組織（Leading Body）に一定の立法権と執政権が与えられる（第275, 276条）⁽⁴⁾。

2. 管区域・州の議会と政府

では，管区域・州レベルの制度について，もう少し詳しくみてみよう。

まず，各管区域・州は一院制の議会（Region Hluttaw, State Hluttaw）を有する。

これらの議会は以下の3種類の議員から構成される(第161条)。(イ)管区域・州内の各郡から2人ずつの民選議員、(ロ)当該管区域・州内に国家の全人口の0.1% (約5万人)以上の人口を擁する民族で、当該管区域・州の主要民族ではなく、その管区域・州内に自治地区・自治地域を有していない民族について各1人の民選議員、(ハ)民選議員数(上記(イ)と(ロ)の合計)の3分の1に当たる人数の国軍最高司令官の指名による軍人議員、の3種類である。(イ)については、実際には各郡がふたつの領域的な選挙区に分けられ、各選挙区から1人の議員を選出する単純小選挙区制がとられる。(ロ)は、地方議会に特有の制度である。当該少数民族の成員全体がひとつの選挙区をなし、その民族に関係する諸問題に取り組むための議員が選出される。以後、本章ではこれら(イ)、(ロ)をそれぞれ郡選出議員、民族選出議員と呼ぶ。(ハ)については、全議員数の4分の1を軍人議員が占める点において、連邦議会の両院と同様の仕組みになっている⁽⁵⁾。民族選出議員の数は管区域・州によりばらつきがあるものの、各議会の全体に占める割合は小さい。したがって、議会の規模はおおむね郡選出議員の数、すなわち各管区域・州内にある郡の数で決まる。結果として、郡数の多いヤンゴン管区域、シャン州、ザガイン管区域では議員数が100人を超えるのに対し、郡数の少ないカヤー州、カイン州、チン州、タニンダーイー管区域では30人に満たなく、規模に大きな地域差が生じる(表3-1、表3-2)。

管区域・州議会には特定の事項に関する立法権が認められており(第188条)、その管轄事項は憲法付表2に列挙されている(表3-3)。しかしながら、この管轄は限定的であり、後述のように2015年7月の憲法改正によってある程度拡充されたものの、それまでは教育や保健衛生といった重要な分野がまったく含まれていなかった。また、実績からみても管区域・州議会の活動は低調であり、2013年までのサーベイによると一部の管区域・州議会ではほとんど立法がなされなかったという⁽⁶⁾。

つぎに、管区域・州政府についてである。管区域・州の首長である管区域・州首相は、管区域・州議会議員のなかから大統領によって任命される(第261条)。この任命には管区域・州議会の承認が必要とされるものの、大統領の指名した首相が憲法に規定された要件を明らかに満たしていないと証明できないかぎり、管区域・州議会は大統領による首相の任命を拒否することができない。管区域・州首相のもとで管区域・州政府を構成する大臣たちは、次の4つのグループに

表3-2 管区域・州議会の議員数（2015年選挙結果を受けた構成）

管区域・州	民選議員			軍人議員	合計
	郡選出	民族選出	計		
ザガイン	74	2	76	25	101
タニンダーイー	20	1	21	7	28
バゴ	56	1	57	19	76
マグウェー	50	1	51	17	68
マンダレー	56	1	57	19	76
ヤンゴン	90	2	92	31	123
エーヤーワデー	52	2	54	18	72
管区域合計	398	10	408	136	544
カチン	36	4	40	13	53
カヤー	14	1	15	5	20
カイン	14	3	17	6	23
チン	18	0	18	6	24
モン	20	3	23	8	31
ヤカイン	34	1	35	12	47
シャン*	96	7	103	34	137
州合計	232	19	251	84	335
全 体 合 計	630	29	659	220	879

（出所） 連邦選挙管理委員会ウェブサイト（<http://uecmyanmar.org/>）および各種報道より筆者作成。

（注） * シャン州には55郡あるので、本来、州議会に110人の郡選出議員がいるはずであるが、2015年選挙では7郡14選挙区で選挙が中止された。

分けられる（第262条⁽⁷⁾）。（イ）管区域・州首相が管区域・州議会の内外から指名する者、（ロ）国防・国境問題を担当させるために国軍最高司令官が指名する者、（ハ）自治地区・自治地域の指導組織委員長、（ニ）民族選出議員、である⁽⁸⁾。いずれも統領によって任命されるが、（イ）と（ロ）については管区域・州議会の承認が必要とされる。ただし、首相のときと同様、基本的に議会による拒否は難しい。管区域・州首相は大統領に対して責任を負い、管区域・州政府の大臣たちもまた当該の管区域・州首相を通じて大統領に対して責任を負う。また、USDP 政権期には、首相と各管区域・州で通常8人が選ばれる（イ）の大臣のほとんどは管区域・州議会議員であり、連邦レベルの大統領・大臣と異なって就

表3-3 管区域・州議会立法管轄事項（2008年憲法付表2）

従来の事項	2015年憲法改正法による追加事項
1. 財政・計画分野	
(1) 管区域・州予算	(12) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州内で行われる投資
(2) 管区域・州基金	(13) 連邦が定めた法律に従い、管区域・州が実施権を有する保険事業
(3) 土地税	(14) 連邦が定めた法律に従い、管区域・州が課税できる所得税
(4) 物品税（薬物及び向精神薬を除く）	(15) 連邦が定めた法律に従い、管区域・州が課税できる商業税
(5) 建物税・土地税、水税、街灯税及び車輪税といった開発事業に関わる税	(16) 連邦が定めた法律に従い、管区域・州が実施権を有する国内外からの借金
(6) 管区域・州の公益事業	(17) 連邦が定めた法律に従い、管区域・州内で行われる物資獲得
(7) 売却、賃貸及び他の方法による管区域・州所有資産の処分	(18) 連邦が定めた法律に従い、管区域・州内で行われる外国からの資金協力・支援の獲得
(8) 管区域・州基金の国内向け貸付	
(9) 管区域・州基金による国内向け投資	
(10) 地域計画	
(11) 小規模の貸付業	
2. 経済分野	
(1) 連邦が定めた法律に従い、管区域・州で行われる経済活動	(4) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州が実施権を有するホテル・民宿事業
(2) 連邦が定めた法律に従い、管区域・州で行われる貿易活動	(5) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州が実施権を有する観光事業
(3) 連邦が定めた法律に従い、管区域・州で行われる協同組合活動	
3. 農業・畜産分野	
(1) 農業	(8) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州が実施権を有する空き地、休耕地、荒蕪地の摘発
(2) 害虫などによる病気の予防・統制	(9) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州が実施権を有する登記
(3) 効率的な化学肥料の利用及び有機肥料の生産と利用	(10) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州が実施権を有する農業研究
(4) 農業貸付金及び貯金	(11) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州が実施権を有する沿海漁業
(5) 管区域・州が管理する権利を有するダム、堤防、湖、水路、灌漑給水施設	(12) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州が実施権を有する農業・気象観測事業
(6) 淡水漁業	
(7) 連邦が定めた法律に基づく体系的な家畜の飼育	
4. エネルギー、電気、工業及び林業分野	
(1) 国有配電網を用いることなく、管区域・州の監督下で行われる中小規模の発電・配電事業（連邦の監督下で行われる大規模な発電・配電事業を除く）	(6) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州が実施権を有する自力採掘した天然資源の割合設定
(2) 食塩及び塩製品	(7) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州が実施権を有する小規模・零細鉱業
(3) 管区域・州における宝石の切断及び研磨	(8) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州が実施権を有する鉱山労働者の危険防止、自然環境の保全・回復事業
(4) 各村における薪の生産所	(9) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州内で行われる小規模・零細宝石採掘業
(5) 休養施設、動物園、植物園	(10) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州内で取り扱われる木材（チークと第1種木材のバラウ、サラジュ、ビルマテツボク、ビルマカリン、ティンガンネツ、ユリノキを除く）
	(11) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州内で管理する野生動物、野生植物、自然地形などの環境保全

表3-3 管区域・州議会立法管轄事項（2008年憲法付表2）続き

従来の事項	2015年憲法改正法による追加事項
5. 工業分野	
(1) 連邦レベルで行われると規定されている工業を除く他の工業	(3) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州内で行われる工業地区
(2) 家内手工業	
6. 運輸、通信及び建設分野	
(1) 管区域・州が管理する港、防波堤及び桟橋	(4) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州内で行われる水路の改修
(2) 管区域・州が管理する道路及び橋	(5) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州内で行われる水源・河川開発
(3) 管区域・州における私有車の交通	(6) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州政府が実施権を有するポート・小型船舶の建造と修理
	(7) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州内で行われる空輸
	(8) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州内で取り扱われる住宅及び建築物
7. 社会分野	
(1) 連邦が規定する伝統的医療政策に反しない伝統医療関連事項	(8) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州内で行われる小学校等の諸計画
(2) 管区域・州における社会福祉事業	(9) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州内で取り扱われる慈善病院・診療所及び私立病院・診療所
(3) 火災及び天災の事前防止	(10) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州内で行われる食料、医薬品、化粧品等の偽装販売防止
(4) 港湾荷役作業	(11) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州内で行われる子ども、若者、女性、障害者、老人、身寄りのない者の保護
(5) 管区域・州が管理する権利を有する以下の事項	(12) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州内で行われる救済・再定住関係事業
(イ) 文化遺産の保護	(13) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州内で行われる文学、芸能、音楽、伝統工芸、映画、ビデオなどの事業
(ロ) 博物館及び図書館	
(6) 劇場、映画館及びビデオ上映会	
(7) 写真、絵画、彫刻等の展覧会	
8. 一般行政分野	
(1) 開発事項	(4) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州内で行われる酒・麻薬の管理権に関する諸事項
(2) 町村及び住宅の開発	(5) 連邦の定めた法律に従い、管区域・州内で行われる国境地域開発及び農村開発事業
(3) 賞状・勲章	

（出所） 2008年憲法および2015年憲法改正法（同年法律第45号）より筆者作成。

任とともに議員の職を辞する必要があるため、とくに議会の規模が小さい管区域・州では議員の相当部分を首相と大臣が占めることになった。このように、管区域・州における議会と政府の関係では、政府とくに首相の立場が強く、管区域・州政府が地元の有権者よりも中央の方を向きやすい制度設計となっている。

さらに、行政機構における中央—地方関係が地方分権化の大きな制約となっている。まず、連邦政府の直轄事項と管区域・州政府の管轄事項とが憲法に規定されている（憲法付表1，2）が、実態としてその区別には曖昧なところがある。さらに、付表2の事項に関連する各部局はいずれかの管区域・州大臣に割り振られるものの、同時にそれぞれが関連する連邦レベルの省の下位にも位置づけられており、指示系統が不明確である。とはいえ、概して官僚人事や予算配分の面で中央の統制が強く効いており、管区域・州政府は独自の官僚機構を有していないといえる状態にある。代わりに管区域・州レベルでの政府や議会の通常業務や連邦レベルとの連絡調整を専ら担うのが内務省総務局の官僚であって、彼らを統括する内務大臣は国軍最高司令官の指名する現役軍人であるため、連邦レベルでの政府や議会による地方分権化の試みも浸透しづらくなっている⁽⁹⁾。

すなわち、現行制度において民選議員を含む管区域・州議会が設けられてはいるものの、目下のところ、その地方分権化に果たす役割は非常に限られたものである。しかしながら、中央と地方の両レベルにおいてさらなる地方分権化に向けた動きもなされてきてはいる。テインセイン政権下で、各管区域・州の大臣や議員たちが地方分権化の必要性を訴えるようになった一方、テインセイン大統領自身、2013年8月の演説で管区域・州議会にさらなる権力を委譲するべきであると述べた⁽¹⁰⁾。こうした動きの結果として、2015年7月に憲法改正法が成立し、憲法付表2に記載される管区域・州議会および政府の立法・行政管轄事項と徴税可能事項が拡充された⁽¹¹⁾。この改正で、従来はまったく含まれていなかった教育や医療衛生分野について、小学校や一部の病院の設立などが連邦レベルの法律に基づいて管区域・州の管轄下におかれることになり、観光や工業団地などについても地方政府の裁量が増す可能性が生まれた（表3-3）。実際に、同年12月には連邦議会で外国投資法および内国投資法が改正され、ミャンマー投資委員会の投資認可権限が管区域・州政府に一部委譲されることとなった。今後、地方ごとに特色のあるきめ細かい開発事業が展開され、それが管区域・州政府の財源を潤していくための道が開かれた。

第2節 2015年管区域・州議会選挙の結果

1. 有権者数，選挙区，立候補者

2015年11月の総選挙では，連邦議会両院の選挙と同時に，管区域・州議会の民選議員を選ぶ地方選挙も同時に行われた。前述のとおり，管区域・州議会の民選議員には郡選出議員と民族選出議員があり，後者を選出する民族の成員は地方選挙で2票を投ずることになる。地方選挙の有権者数は，郡選出議員の選挙については3354万人であり，連邦議会両院のそれよりも約75万人少なかった。これは連邦直轄地のネーピードーでは連邦議会選挙のみが行われ，地方議会選挙は行われなかったためである。民族選出議員の選挙の有権者数は448万人であった。各選挙の投票率は69.67%と66.97%，有効投票率は95.28%と94.60%であった⁽¹²⁾。

郡選出議員の選挙では，全国330郡のうちネーピードー連邦直轄地8郡を除いた郡が2分割されて644区の領域的選挙区が設けられた。しかし，少数民族武装組織との内戦の影響で，「自由で公正な選挙を行える状況にない」シャン州の7郡とその他全国約450カ村での選挙が中止されたため，最終的に選挙が実施されたのは630区であった（前掲表3-2）⁽¹³⁾。民族選挙区の数については，管区域・州ごとに0区から7区とばらつきがあり，全国で29区が設定された⁽¹⁴⁾。これらの計659区が88政党からの3419人の立候補者によって争われた（郡選挙区3258人，民族選挙区161人）⁽¹⁵⁾。立候補者の男女内訳は男性2975人（87%），女性444人（13%）で圧倒的に男性が多かった。

2. 選挙結果と議会の構成

地方選挙の結果は全体としてみると，本書第2章で示した連邦議会選挙の結果とはほぼ同様の傾向を示した。地方選挙全体でみたときの結果概要は表3-4のとおりである⁽¹⁶⁾。国民民主連盟（National League for Democracy: NLD）は，全民選議員議席の4分の3強（75.27%）の496議席を獲得して圧勝し，その得票率は55.81%であった⁽¹⁷⁾。与党の連邦団結発展党（Union Solidarity and Development

表3-4 管区域・州選挙結果の概要

政党	立候補者数	獲得議席数	獲得議席割合(%)	得票率(%)
NLD	644	496	75.27	55.81
USDP	642	76	11.53	28.10
少数民族 54政党	863	84	12.75	10.13
その他 32政党	1,093	1	0.15	4.97
無所属	177	2	0.30	0.99
全体	3,419	659	100.00	100.00

(出所) 選挙管理委員会発表などより筆者作成。

(注) 議席を獲得した少数民族政党は18政党で、議席の内訳は以下のとおり。シャン民族民主連盟25, ヤカイン民族党23, タアン(バラウン)民族党7, パオ民族機構6, リス民族発展党3, カチン州民主党3, タイレン(シャンニー)民族発展党2, モン民族党2, ラフ民族発展党2, ゴミ民主連盟2, ワ民主党2, カイン人民党1, シャン民族民主党1, 全モン地域民主党1, ワ民族統一党1, コーカン民主統一党1, アカ民族発展党1, カチン州統一民主党1。その他の政党で1議席を獲得したのは民主党(ミャンマー)。

Party: USDP) の獲得議席数, 獲得議席割合, 得票数はそれぞれ76議席, 11.53%, 28.10%であった。また, 管区域・州議会選挙には54の少数民族政党が参加し, うち18政党が84議席を獲得した。議席を獲得した少数民族政党の数は連邦議会選挙の10政党の2倍近くであり, 多様な議席配分となった。このほかに民主党(ミャンマー)が1議席, 無所属候補が2議席を獲得した。なお, 当選者の男女構成は, 男性575人(87%), 女性84人(13%)と立候補者の男女比とほぼ同じであり, 年齢では, 最年少が25歳, 最高齢が73歳で平均年齢は49歳であった。

表3-5は管区域・州議会選挙での, 管区域・州別のNLDとUSDPの得票率を比較したものである。7つの管区域では, NLDとUSDPの一騎打ちの様相が強く, 7つの州ではこれら2大全国政党の合計得票率が相対的に低い。こうした全般的傾向のみならず, 個別の管区域・州をみても, 管区域・州議会選挙の結果は, 連邦議会では議席を獲得しなかった少数民族政党がいくつかの州議会において議席を獲得した点を除いて, 本書第2章および伊野(2016)で詳述された連邦議会選挙の結果と似通ったものである。したがって, ここでは選挙の結果を受けて構成された管区域・州議会の構成に簡単にふれるにとどめたい(後掲図3-2, 図3-3)。

まず, 7管区域およびカヤー州, カイン州, モン州ではNLDが選挙で民選議席数の3分の2超を獲得する圧勝をみせた。そのため, NLDが軍人議員を含む

表3-5 管区域・州議会選挙での NLD と USDP の得票率比較

(単位：%)

管区域	NLD	USDP	州	NLD	USDP
ザガイン	66.16	24.10	カチン	44.57	25.96
タニンダーイー	69.69	23.21	カヤー	45.59	29.06
バゴ	60.94	28.48	カイン	41.86	26.78
マグウェー	66.11	27.12	チン	36.37	23.73
マンダレー	61.68	30.95	モン	51.02	28.58
ヤンゴン	69.63	22.35	ヤカイン	15.82	23.20
エーヤーワディー	54.03	35.48	シャン	30.17	30.14
管区域全体	62.91	28.24	州全体	35.34	27.70

(出所) 選挙管理委員会発表より筆者作成。

管区域・州議会全議席の過半数を単独で占めることとなり、軍人議員が議会内の第2勢力をなすという構成になった。各議会の構成は以下のとおり。

- ザガイン管区域議会 (全101議席)
NLD：69議席 (68.32%)，軍人議員：25議席 (24.75%)，USDP：5議席 (4.95%)，タイレン (シャンニー) 民族発展党：2議席 (1.98%)
- タニンダーイー管区域議会 (全28議席)
NLD：21議席 (75.00%)，軍人議員：7議席 (25.00%)
- バゴ管区域議会 (全76議席)
NLD：55議席 (72.37%)，軍人議員：19議席 (25.00%)，USDP：2議席 (2.63%)
- マグウェー管区域議会 (全68議席)
NLD：51議席 (75.00%)，軍人議員：17議席 (25.00%)
- マンダレー管区域議会 (全76議席)
NLD：48議席 (63.16%)，軍人議員：19議席 (25.00%)，USDP：8議席 (10.53%)，民主党 (ミャンマー)：1議席 (1.32%)
- ヤンゴン管区域 (全123議席)
NLD：88議席 (71.54%)，軍人議員：31議席 (25.20%)，USDP：3議席 (2.44%)，ヤカイン民族党 (Arakan National Party: ANP)：1議席 (0.81%)
- エーヤーワディー管区域議会 (全72議席)
NLD：51議席 (70.83%)，軍人議員：18議席 (25.00%)，USDP：3議席 (4.17%)

- カヤー州議会（全20議席）
NLD：11議席（55.00%），軍人議員：5議席（25.00%），USDP：4議席（20.00%）
- カイン州議会（全23議席）
NLD：13議席（56.52%），軍人議員：6議席（26.09%），USDP：3議席（13.04%），カイン人民党：1議席（4.35%）
- モン州議会（全31議席）
NLD：19議席（61.29%），軍人議員：8議席（25.81%），モン民族党：2議席（6.45%），USDP：1議席（3.23%），全モン地域民主党：1議席（3.23%）

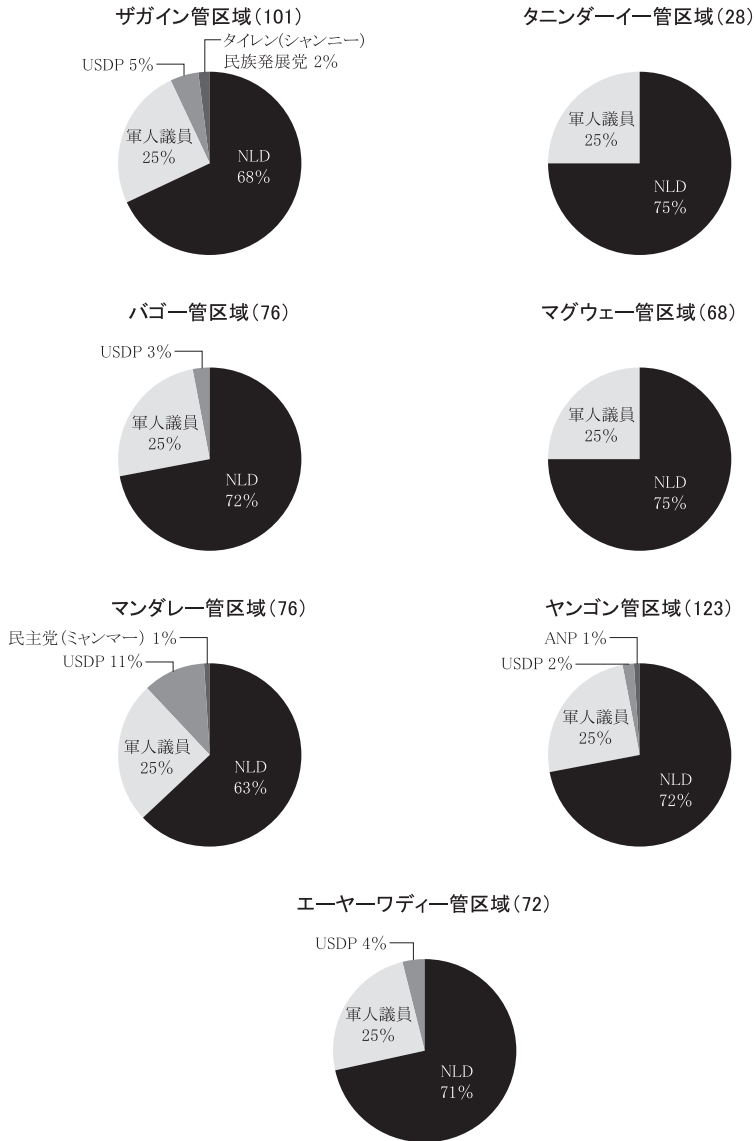
カチン，チンの2州ではNLDが第1党ではあるものの，獲得議席は過半数にわずかに届かなかった。NLDは議会運営の際に，少数民族政党からの協力を必要とすることになる。

- カチン州議会（全53議席）
NLD：26議席（49.06%），軍人議員：13議席（24.53%），USDP：7議席（13.21%），カチン州民主党：3議席（5.66%），リス民族発展党：2議席（3.77%），カチン州統一民主党：1議席（1.89%），シャン民族民主連盟（Shan Nationalities League for Democracy: SNLD）：1議席（1.89%）
- チン州議会（全24議席）
NLD：12議席（50.00%），軍人議員：6議席（25.00%），USDP：4議席（16.67%），ゾミ民主連盟：2議席（8.33%）

連邦議会選挙の結果と同様，ヤカイン州とシャン州の州議会選挙結果はNLDが多数派を形成しなかったという点で際立ったものであった。ヤカイン州議会では，地元の少数民族政党であるANPが第1党となったものの単独過半数には届かなかった。シャン州議会では，軍人議員が最多となったが，USDP，SNLD，NLDを含めた4つの勢力が拮抗する状態がみられ，タアン（パラウン）民族党とパオ民族機構が各自治地域内の選挙区を中心として5%程度の議席を獲得した。

- ヤカイン州議会（全47議席）
ANP：23議席⁽¹⁸⁾（48.94%），軍人議員：12議席（25.53%），NLD：9議席

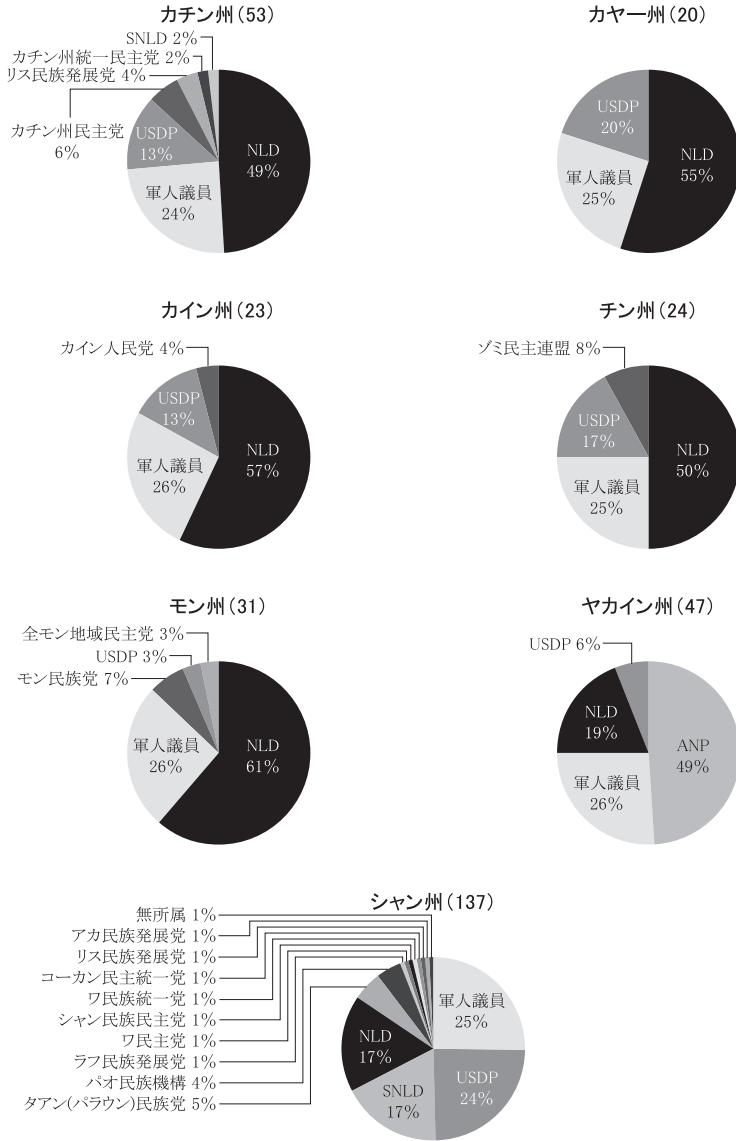
図3-2 管区域議会の構成（2016年2月26日時点）



(出所) 選挙管理委員会発表より筆者作成。

(注) カッコ内数値は各議会の全議席数。

図3-3 州議会の構成（2016年2月26日時点）



(出所) 図3-2に同じ。

(注) 図3-2に同じ。

(19.15%), USDP : 3 議席 (6.38%)

● シャン州議会 (全137議席)

軍人議員 : 34 議席 (24.82%), USDP : 33 議席 (24.09%), SNLD : 24 議席 (17.52%), NLD : 23 議席 (16.79%), タアン (パラウン) 民族党 : 7 議席 (5.11%), パオ民族機構 : 6 議席 (4.38%), ラフ民族発展党 : 2 議席 (1.46%), ワ民主党 : 2 議席 (1.46%), シャン民族民主党 : 1 議席 (0.73%), ワ民族統一党 : 1 議席 (0.73%), コーカン民主統一党 : 1 議席 (0.73%), リス民族発展党 : 1 議席 (0.73%), アカ民族発展党 : 1 議席 (0.73%), 無所属 : 1 議席 (0.73%)

3. 管区域・州選挙における民族

本節の最後に、今回の管区域・州選挙の事例を通じて、選挙に民族がもつ意味について、若干の検討をしてみよう。第1節でみたように、現行の地方制度では、自治地区・自治地域の設定や管区域・州選挙における民族選挙区の設定など、少数民族に対する一定の配慮がなされている。とくに後者は、郡を基準とした小選挙区制では議席を獲得するのが困難な民族集団に対して、管区域・州議会の議席のみならず、管区域・州政府の大臣ポストを用意するアフーマティブ・アクションとして機能しているといえる。この民族選挙区設定の条件として、管区域・州内の当該民族人口が全国人口の0.1% (つまり5万人強) 以上であることとあるために、選挙前から民族人口の数え方が争点として浮上した。おりしも、2014年4月にはミャンマーで約30年ぶりとなるセンサスが実施され、民族もその項目に含まれていたが、宗教の項目とともにその集計値は未発表のままであった (執筆時現在未発表)。こうした状況を受けて、一部の少数民族系の社会組織が自ら統計調査を実施し、自民族の人口が上記の要件を満たすことを証明しようとした⁽¹⁹⁾。しかし、結局、これらの動きが新たな民族選挙区の設定をもたらさず、2015年選挙では2010年選挙の民族選挙区割り が踏襲されることとなった。今後、センサス民族統計の発表やその内容が、次回以降の総選挙での民族選挙区割りをめぐって問題化することは免れないであろう。

ともあれ、上述のとおり、今回の選挙ではヤカイン州とシャン州を除いて、少数民族政党はあまり振るわなかった。その理由としては、少数民族地域においてもアウンサンスーチーの絶大なカリスマのもとで NLD に票が流れたこと、

表3-6 立候補者・当選者に占めるビルマ族の割合

(単位：%)

	立候補者に占める ビルマ民族の割合	当選者に占める ビルマ民族の割合	当選者に占める NLDとUSDPの割合	NLDとUSDPの 当選者に占める 非ビルマ民族の割合
7管区域	83.82	88.73	99.02	10.40
カチン	12.93	22.50	82.50	72.73
カヤー	17.92	26.67	100.00	73.33
カイン	24.81	29.41	94.12	68.75
チン	0.00	0.00	88.89	100.00
モン	41.73	43.48	86.96	50.00
ヤカイン	1.97	5.71	34.29	83.33
シャン	12.76	14.56	54.37	73.21
7州	14.62	17.93	66.93	73.21
全 国	53.64	61.76	86.80	28.85

(出所) Open Myanmar Initiative 作成の候補者データベースより筆者作成。

(注) ビルマ族とは、自らの帰属する民族を「バマー」、「ミャンマー」、「バマー/ミャンマー」と申告した者である。

同一民族の名前を掲げる複数の政党が票を食い合ったことなどが考えられるが、もう一点、NLDとUSDPの2大全国政党が地方の選挙区において、少数民族出身の立候補者を擁立したことも重要ではなかったかと思われる。表3-6は管区域・州議会選挙について、立候補者・当選者それぞれに占めるビルマ民族の割合と、当選者全体に占めるNLDとUSDPの当選者合計の割合、NLDとUSDPの当選者に占める非ビルマ民族の割合とを比較したものである。これによると、7つの管区域では、立候補者と当選者の8割以上がビルマ民族であり、議席のほぼすべてを2大政党が獲得した。他方、モン州を除くすべての州で、立候補者と当選者のうちビルマ民族は3割に満たず、とくにチン州では皆無である。にもかかわらず、政党で見ると、シャン州とヤカイン州を除く諸州では2大政党の獲得議席割合が8割以上となっている。NLDとUSDPの当選者に占める非ビルマ民族の割合からは、少数民族の多く居住する7つの州では、2大政党が少数民族出身者を擁立することで議席を獲得したことが確認される。

第3節 新政権下における地方分権化の行方

2015年11月の総選挙の結果は、今後のミャンマーの地方分権化の流れにどのような影響を及ぼし得るだろうか。現在の段階でそれを見通すことは困難ではあるが、選挙後数カ月間の経過から問題の所在を指摘しておこう。

2016年2月初旬、中央で第2期連邦議会が招集されたのとほぼ同時に、各管区域・州でも新たな議会が召集された。ここでまず選出された28人の管区域・州議会正副議長は表3-7のとおりである。各議会の構成を反映して、ヤカイン州ではANPの、シャン州ではUSDPの議員が正副議長に就任し、その他の管区域・州議会の正副議長はすべてNLDの議員から選出された。議長の平均年齢は63歳で、30代3人を含む副議長の平均年齢は50歳であった。28人中、女性は2人（7%）のみであり、地方議会の当選者全体での比率よりも低かった。民族帰属では、管区域議会の正副議長14人は全員ビルマ民族であった。州議会の正副議長14人のうちビルマ民族は3人だけであり、その他は少数民族であったが、必ずしも当該州の主要民族が就任したわけではない。前職としては、実業に携わっていた者が10人と最多であり、弁護士7人、教育関係者5人、政治家・政党関係者4人という構成である。なお、政治家・政党関係者4人のうちの2人が再選議員であり、その1人であるシャン州のサアウンミャツ副議長は前シャン州首相である⁽²⁰⁾。

その後、3月15日に連邦議会でティンチョー新大統領が選出されると、管区域・州首相の人事が微妙な問題として浮上してきた⁽²¹⁾。大統領はじめNLDがこれらのポストにNLD議員を配する意向であったのに対して、NLDが圧倒的な多数派を形成していなかったいくつかの州議会で少数民族政党などの地元勢力による反発が強まったためである。管区域・州議会が選出する正副議長の顔ぶれが、当然、各議会の意向を反映したものであったのに対して、本章第1節で述べたように管区域・州首相の任命権は大統領に握られており、各地方議会はその決定に対する拒否権をもたないに等しかった。結果的に14人すべての管区域・州首相にNLD議員が任命され、NLD政権はその船出と同時に少数民族政党とのあいだに将来への禍根を残すこととなった。

しかしながら、こうしたNLD新政権の行為が地方分権化の流れを押し戻すも

表3-7 管区域・州議会の正副議長

管区域・州	正副		名前	政党	性別	年齢	職業	学歴	民族	宗教
	議長	副議長								
サガイン管区域	議長	副議長	タン ボータンニエン	NLD	男	62	実業	大卒	ビルマ	仏教
タニターイー管区域	議長	副議長	キンマウンエー チーソー	NLD	男	61	弁護士	大卒	ビルマ	仏教
	副議長		キンマウンイン チースイ	NLD	男	59	実業	大卒	ビルマ	仏教
ハゴー管区域	議長	副議長	キンマウンイン チースイ	NLD	男	68	弁護士	大卒	ビルマ	仏教
	副議長		ター	NLD	男	53	実業	大卒	ビルマ	仏教
マクウェー管区域	議長	副議長	ゾーミョーウー アウンチョーウー	NLD	男	67	実業	大卒	ビルマ	仏教
	副議長		キンマウンテー	NLD	男	37	実業	大卒	ビルマ	仏教
マンダレー管区域	議長	副議長	ティンマウントウン リンナインミン	NLD	男	59	弁護士	大卒	ビルマ	仏教
	副議長		アウンチョーカイン サンミンアウン	NLD	男	63	医師	大卒	ビルマ	仏教
ヤンゴン管区域	議長	副議長	トゥンティン アウンチョーカイン	NLD	男	64	教育	大卒	ビルマ	仏教
	副議長		リンナインミン	NLD	男	42	弁護士	大卒	ビルマ	仏教
エーヤーワディー管区域	議長	副議長	アウンチョーカイン サンミンアウン	NLD	男	56	実業	大卒	ビルマ	仏教
	副議長		トゥンティン	NLD	男	35	弁護士	大卒	ビルマ	仏教
カチン州	議長	副議長	ティンカンボウン@カンリン フラトエー	NLD	男	71	政治家・政党関係	大卒	ビルマ	仏教
	副議長		ティンミン	NLD	男	50	その他	大学院以上	ラワン	キリスト教
カヤー州	議長	副議長	ゾーブエー アウンタン	NLD	男	52	政治家・政党関係 (NLDチン州議長、NLD中執行委員)	大卒	ビルマ	仏教
	副議長		ティンミン	NLD	男	61	教育	大卒	モン	仏教
カイン州	議長	副議長	ゾーブエー アウンタン	NLD	男	60	教育	大卒	カイン	仏教
	副議長		チントウーザーウー ゾーブエー	NLD	女	34	弁護士	大卒	カイン	仏教
チン州	議長	副議長	ゾーブエー アウンタン	NLD	男	57	政治家・政党関係 (NLDチン州議長、NLD中執行委員)	大卒	チン	キリスト教
	副議長		ティンミン	NLD	男	52	実業	大学院以上	チン	仏教
モン州	議長	副議長	ティンミン ミンミンウー	NLD	女	70	弁護士	大卒	華人/モン	仏教
	副議長		サンチョーフラ ポーミン@ポーミン	NLD	男	45	実業	大卒	ビルマ	仏教
ヤカイン州	議長	副議長	ポーミン@ポーミン サインロウンサイン	ANP	男	62	政治家・政党関係 (ヤカイン州議会議員)	大卒	ヤカイン	仏教
	副議長		サッアウンミヤット @アウンミヤット	ANP	男	67	教育	大卒	ヤカイン	仏教
シャン州	議長	副議長	サインロウンサイン サッアウンミヤット	USDP	男	68	政治家・政党関係 (前シャン州首相)	大卒	シャン	仏教
	副議長		@アウンミヤット	USDP	男	52		大卒	ダヌ	仏教

(出所) Open Myanmar Initiative 作成の候補者データベースと各種報道を基に筆者作成。

(注) 年齢は2016年4月1日現在。

のかどうかの判断は時期尚早である。中央とのパイプを有する NLD の管区域・州首相が地元の声に耳を傾けることで、よりスムーズに地方分権化が進展する可能性もある。NLD は党の基本的な目標として「民主主義フェデラル連邦制」の設立に向けた取り組みを挙げている。この英語の「フェデラル」はビルマ語では音をそのままとって「ペッダレー」となる。この語彙はこれまで、従来の中央集権的な体制から脱却した「真の連邦制」という意味合いが込められて、さまざまな政治勢力によって使われてきた⁽²²⁾。NLD がめざす「真の連邦制」とはいかなるものであり得るのか、これからの新政権の取り組みがその輪郭を明らかにしてゆくことになるだろう。

おわりに

2008年憲法下の地方制度は、管区域・州のレベルに一部が選挙で選ばれた議会を導入した点で画期的ではあったものの、依然として中央集権的な色彩の濃いものである。2015年総選挙で選ばれた各管区域・州の議会は、最初からそのような制約のもとにおかれたものとして発足した。NLD 新政権は憲法規定ののっとして、議会内の多数派を形成できなかった地域も含むすべての管区域・州の首相ポストに NLD 議員を据えた。ただし、同じようにトップダウンで任命されたとはいえ、従来の USDP 政権下での管区域・州首相に現役・退役の軍人が多かったことを考えると、NLD 政権下では軍隊経験者の首相は皆無であり、その一点をとっても大きなちがいが生まれると考えられる。管区域・州レベルでの政府と議会および政府と官僚機構との関係、連邦レベルの政府・議会と管区域・州レベルの政府・議会との関係が今後、どのように変化を遂げてゆくのか、ミャンマーの地方分権化の行方が注目される。

【注】

- (1) Nixon et al. (2013, 9).
- (2) ヤンゴンヤマンダレー、ネーピードーといった大都市の場合、特別な制度のもとで、複数の町区が直接的に郡を形成することがある。たとえば、ヤンゴン管区域の4県のうち、都市圏を構成する33郡がヤンゴン市開発委員会 (Yangon City Development Committee) の管轄下におかれているが、これらの郡の多くは町区が直接構成している。

- (3) 高橋 (2012, 52-53)。
- (4) 指導組織は10人以上で構成され、その成員は、(イ)当該自治地区・自治地域内の各郡選出の管区域・州議会議員 (後述)、(ロ)国軍最高司令官の指名する軍人、および (ハ)上記の (イ)と (ロ)が選出したその他の代表である。委員長は (イ)と (ロ)が協議して (イ)のなかから選出する。
- (5) ただし、連邦議会の両院に関する憲法規定においては、民選議員と軍人議員それぞれの議員定数が具体的に明記されている (第109条, 第141条)のに対して、管区域・州議会に関する規定では軍人議員の数が選出された民選議員数との割合で決められている (第161条)。このため管区域・州議会においては、表3-2のとおり、厳密には民選議員数の3分の1を四捨五入した数が軍人議員の定数とされており、全議員の4分の1を超えたり、それに満たなかったりする場合が生じる。この問題については伊野 (2016, 103)も参照のこと。
- (6) Holliday et al. (2015, 655)。
- (7) 管区域・州法務長官 (Advocate-General) も以下の大臣たちとともに管区域・州政府を構成する (第266条)。なお、司法機関としては各管区域・州に高等裁判所 (High Court) が設置される (第305条)。
- (8) 管区域・州政府の行政権の及ぶ事項は、管区域・州議会が立法権を有する事項と等しい (第249条)。USDP 政権期には、(イ)の大臣ポストは憲法付表2の管轄事項の区分とおおむね対応しており、財務大臣、計画・経済大臣、農業・畜産大臣、森林・エネルギー大臣、開発問題大臣、社会問題大臣、運輸大臣、電気・工業大臣の8つが一般的であった (しかし、NLD 政権になってから、管区域・州政府の (イ)の大臣ポストの数は5~6つに減った)。これら (イ)の大臣に加えて現役軍人が就任する (ロ)の国防・国境大臣を含めた9つのポストがどの管区域・州でも設置される。さらに、当該の管区域・州内に (ハ)や (ニ)がいる場合は、部局をもたず、それぞれの少数民族関連事項を取り扱う大臣ポストが設置される。ただし、(ニ)が管区域・州政府の閣議に出席することが一般的であるのに対して、(ハ)については、ほとんどの自治地区・自治地域を含むシャン州において州政府の閣議に定期的に出席している指導組織委員長は少ないという (UNDP 2015, 27)。
- (9) 管区域・州レベルの行政機構と地方分権化の直面している困難について、詳しくは Nixon et al. (2013, 25-49)を参照のこと。
- (10) Holliday et al. (2015, 662)。
- (11) これはテインセイン政権下でなされた唯一の憲法改正であった。国民民主連盟 (NLD) などによる憲法改正運動は正副大統領の要件や憲法改正の条件の緩和などを主要な争点として展開してきたが、与党連邦団結発展党 (USDP) 主導の法案作成や評決の際の軍人議員の反対によって頓挫した。この間の経緯については差し当たり長田 (2015, 489-490; 2016, 445-446)を参照のこと。
- (12) ザガイン管区域ミンムー郡第1区では、NLDの立候補者が投票日2日前に急死したが、多くの有権者が彼に投票したため約2万2000票の死票が生まれたという (*Saung Kyi Thatin Journal*, Facebook site, 10 November 2015, <https://www.facebook.com/NewsWatchJournal/>)。結果、この選挙区ではUSDPの立候補者が7000票弱の得票で当選した。

- (13) 選挙管理委員会2015年通知第61号（10月12日）および第67号（同27日）。
- (14) 各管区域・州での民族選挙区は以下のとおり。エーヤーワディー管区域2区（カイン，ヤカイン），バゴ管区域1区（カイン），チン州0区，カチン州4区（ビルマ，シャン，ラワン，リス），カヤー州1区（ビルマ），カイン州3区（モン，パオ，ビルマ），マグウェー管区域1区（チン），マンダレー管区域1区（シャン），モン州3区（ビルマ，パオ，カイン），ヤカイン州1区（チン），ザガイン管区域2区（チン，シャン），シャン州7区（ビルマ，アカ，カチン，リス，ラフ，イン，カヤン），タニンダーイー管区域1区（カイン），ヤンゴン管区域2区（カイン，ヤカイン）。
- (15) この数字は前述の選挙2日前に急死した立候補者1人を含まない。また，選挙管理委員会に登録してある91政党のうち3政党は地方選挙に立候補者を出さなかった。
- (16) 以下，本章での管区域・州選挙結果は，伊野（2016，113）掲載の表と若干数値にちがいがあ（本章でシャン民族民主党が獲得したとする議席が，伊野（2016）ではNLDにあてられている）。これは選挙直後に政府系新聞で発表された選挙結果に一部混乱があったことによるとと思われる。本章の数値は，筆者の集計値を，選挙管理委員会が2015年12月16日付けで発表した政党別議員統計（<http://www.uecmyanmar.org/index.php/2014-02-11-08-31-43/891-16-12-2015-candidatelistbyparty>）で確認したものである。
- (17) ただし，連邦議会選挙の結果と比較すると，これらの数値は若干低かった。NLDの上院選挙での獲得議席割合と得票率はそれぞれ80.36%，57.68%，下院選挙では78.95%，57.20%であった。この差は，ネーピードー連邦直轄地において地方選が行われなかったことで，ある程度は説明されると思われる。ネーピードー連邦直轄地ではNLDが下院選挙の8選挙区中7区で勝利したためである。他方で，与党のUSDPは連邦議会選挙よりも獲得議席割合が高かったが，得票率では大差なかった。全国的にみた場合の地方選挙での政党別得票率には，7州でのNLDと少数民族政党との競合関係（第2章参照）がより強く反映されたと考えられる。
- (18) ヤカイン州シットエー郡第2区のチョーゾーウ候補は無所属候補として出馬して当選した（表3-4の無所属当選者2人のうちの1人）。同氏はもともとANPの幹事長であったが，同選挙区からの立候補者選定をめぐる党内の議論の結果，党中央が公認候補を出さない決定を下したため，無所属での出馬となった（*Myanmar Times* ウェブサイト <http://www.mmtimes.com/index.php/national-news/17332-in-sittwe-an-independent-candidate-in-name-only> 2015年11月3日）。しかし，同氏は選挙後に復党し，ANPの議員として認められた（選挙管理委員会通知2016年第6号，2016年2月26日付け）ため，ここではANPの議員のうちに含めて数えた。
- (19) たとえば，タニンダーイー管区域でのモン族の事例として，以下を参照（*Myanmar Times* ウェブサイト <http://www.mmtimes.com/index.php/national-news/13042-mon-push-for-regional-minister-in-tanintharyi-government.html> 2015年2月9日）。この記事は和田理寛氏のご教示による。
- (20) ちなみに今回の管区域・州議会選挙では，各地方政府の14人の現職首相*のうち，12人が自ら首相を務める地域の地方議会選挙に出馬し（2015年7月にUSDPから除籍されていたカ

ヤー州大臣ひとりを除き全員 USDP からの出馬)、カチン州のラグンガンサイン氏、バゴ管区域のニャンウィン氏、ヤカイン州のマウンマウンオウン氏、シャン州のサアウンミャツ氏の現職首相4人が当選した。残るふたりのうち、ゾーミン・カイン州首相はUSDPから下院選挙のバゴ管区域カワ郡選挙区に出馬して落選した。もうひとりのミンスェ・ヤンゴン管区域首相は健康上の理由を挙げて出馬を見送ったが、後日、新政権の副大統領に就任した(第4章参照)。(マウンマウンオウン・ヤカイン州首相とゾーミン・カイン州首相は現役軍人として州首相に任命されていたが、選挙前の2015年8月末に首相職を辞任し、いちど軍務へ復帰したのちに軍籍を離脱し、11月の選挙にUSDP候補として出馬したという経緯がある。そのため、厳密には選挙時点で首相職についていなかったが、ここではこのふたりをそれぞれの州の現職首相とみなした)。

- (1) この問題については本書第4章で詳述する。
 (2) 五十嵐 (2015, 162-163)。

[参考文献]

<日本語文献>

- 五十嵐誠 2015. 「少数民族と国内和平」工藤年博編『ポスト軍政のミャンマー——改革の実像——』アジア経済研究所 157-182.
 伊野憲治 2016. 「2015年ミャンマー総選挙の結果」『基盤教育センター紀要』(北九州市立大学) (24) 3月 85-133.
 長田紀之 2015. 「2014年のミャンマー：加速する経済、難題に直面する政治改革」『アジア動向年報2015』アジア経済研究所 487-510.
 —— 2016. 「2015年のミャンマー：新体制下初の総選挙で野党の国民民主連盟圧勝」『アジア動向年報2016』443-466.
 高橋昭雄 2012. 『ミャンマーの国と民：日緬比較村落社会論の試み』明石書店。

<外国語文献>

- Holliday, Ian, Maw Htun Aung, and Cindy Joelene. 2015. "Institution Building in Myanmar: The Establishment of Regional and State Assemblies." *Asian Survey* 55(4) August: 641-664.
 Nixon, Hamish et al. 2013. *State and Region Governments in Myanmar*. Yangon: MDRI-CESD; The Asia Foundation. (<http://asiafoundation.org/resources/pdfs/StateandRegionGovernmentsinMyanmarCESDTAF.PDF> 2016年4月16日アクセス).
 UNDP (United Nations Development Programme). 2015. *The State of Local Governance: Trends in Shan* (Local Governance Mapping). Yangon: United Nations Development Programme. (http://www.mm.undp.org/content/myanmar/en/home/library/poverty/TheStateofLocalGovernanceChin/The_State_of_Local_Governance_Trends_Shan.html)

2016年4月21日アクセス).

<その他>

Saung Kyi Thatin Journal, Facebook site,

(<https://www.facebook.com/NewsWatchJournal/>)

Myanmar Times

連邦選挙管理委員会 (Union Election Committee: UEC) ウェブサイト

(<http://www.uecmyanmar.org/>)